

(第七部)

第五回 参議院大藏委員会會議録第二十四号

(二七九)

昭和二十四年五月十日(火曜日)

午後一時四十分開会

本日の会議に付した事件

○たばこ専賣法案(内閣送付)

○通商手続法案(内閣送付)

○連合委員会開会の件

○委員(櫻内廣郎君) これより大蔵委員会を開会いたします。先ずたばこ専賣法案について御審議願います。御質問はございませんか。速記を止め

午後一時四十一分速記中止

午後三時三十五分速記開始

○委員(櫻内廣郎君) 速記を始め

○天田正憲君 私は政務次官に伺つた

のは、あなたの所管の税務署等におい

ては、幾ら申請しても、さうな十五

條四項に規定された処罰に等しい、要

するに費用を取上げるというのではな

いと、そこでさういふものと比較を

した場合に、これだけにかような規定

をするというのでは不公平ではない

か。同じ所管の中でさういふ不平

等があるのは一体どういふわけだとい

うことを伺つておるのであります。更

に先程からの政府委員の御答弁を伺つ

ておきますと、このような例はまだ

見たことがない、この適用の例を見た

ことがない、こういうことをおつしや

つておる。制度は凡そ簡便な程いいこ

とはどなたでも御承知の通りであり

ます。殆んどあつてもなくともいいと

いうことは今政務次官も言われておる

ので、これは政府委員がおつしやつた

のと言葉は違ふが、その精神は同じで

あらうと思ふ。なくともいい。実際に適

用することもないといふことならば、

これは当然簡便にして廃止した方がよ

ろしいのである。それをどうしても置

かなければならないという、要するに

大きな理由について政務次官に伺つて

おるのである。この技術的な事務的な

一であるとか二であるとかさういふこ

とは事務官に聞きます。さういふこと

についての同じ所管の中における不平

等。更にこの役所側が聞きたといふ

ようなことについては、たとえ國民の

方が十間違ひ、役所の方は一間違つて

おる、さういふ場合でありまして、実

は役所の方が責任をとるといふことが

いゆる民主的な法律の運用なんであ

る。それが一となら同じである。少

し向うが多ければその費用は全部耕作

者に持たせる。さういふペナラン民主

的な法律の解釈といふことはある筈は

ないと私は思う。さういふ点について

のお考えを、基礎的なお考えを伺つた

のであります。一であるとか二であ

るとか、さういふ細かいことについて

政務次官に伺つたのではありませ

ん。さういふ意味におきまして、もう

一應私がお聞きする意味をよく了承さ

れまして、御答弁を煩わしいと存じ

ます。

○政府委員(田口政五郎君) 税務署の

方と公社の専賣局の方と同じ所管の中

で数字が違ふのではないかと御意

見であります。原案の耕作者がさうい

う規定がありますために、これは成

る程今まで実際の適用はなかつたとい

うことであります。それは本當に

眞に間違ひのない申請をするといふこ

とには、さういふ規定がある方が、ない

よりも眞実の申請といふ方が、耕作

者からあり得るのじやないかと思ひま

すが、これがなかつたからといつて、

耕作者がさういふ虚偽の申告をする

といふこともありません。私はあつ

た方が耕作者が慎重に考えて申請する

と思ひますが、その点から実際の適用

が今日までなかつたかも知れません

が、それがあつたためにさういふふ

な慎重を期して申告をするさうとい

う解釈もできると思ひます。税務署の

方からすると、これもやはり虚偽の申

告をした場合には制裁がある。これも

実際には制裁があつたかどうか知りま

せんが、虚偽の申告をすればそれ相当

の罰則の適用というわけではありませ

んが、制裁があつたのじやないかと思

ひます。

○天田正憲君 段々政務次官の御答弁

を伺つておきますと、大した差はな

いからして、まあないよりもあつた方

が慎重を期するのじやないのだ。さうい

う御意であつたと存じます。それな

らば一番多いところの税金に対する査

定を審査するやうな場合、さういふこ

とについては、むしろやはりこれと同

様なところの税法の改正を行ふ。こ

ういふ一休御意になつて参ると思ひ

ます。さういふことはまだ申してお

りませんけれども、その精神がさうで

あつて、殆んどその適用を、要するに

不届なる再査定を申請したという事例

がない。実例がなくてもさういふこと

を挿入した方がよろしい。さういふ語

でありますから、むしろ税金の場合は

数の上では不当な申請をしておる者が

ある。虚偽の申請をしておる者があ

る。さういふことであるから、尙更

れと同様な條文を各税法に挿入す

る。さういふさうな御意であります

かどうか、更に伺つて置きます。

○政府委員(田口政五郎君) さうい

う方向に考えて行く方がいいと思ひま

す。

○委員(櫻内廣郎君) 外に御質疑は

ございませんか。本案は予備審査であ

りますから、一應この程度で質疑をお

止め願ひまして、次の法案に移ること

にいたしましたのですが、いいでしょう

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(櫻内廣郎君) では通商手続法

案について御審議を願ひます。本案に

ついて御質疑がありましたら御質疑を

願ひたいと思ひます。……この際、先

ちよつとお話を申し上げたいと存じま

す。商工委員会に付託されております

中小企業協同組合法案、及び中小企業

協同組合法案施行法案について、商工

委員会より連合委員会を開くことの申

入れがありました。この申入れを受

諾することに御異議はございません

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(櫻内廣郎君) それではさう

う決定いたします。それから本委員会

に付託されております、協同組合によ

る金融事業に関する法律案、及び保險

組合に関する法律案について商工委員

会より連合委員会を開かれたいとの内

意がございましたので、この法律案に

ついて商工委員会と連合委員会を開く

ことに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(櫻内廣郎君) 御異議なしと

してさう取計らいます。

○委員(櫻内廣郎君) それでは通商

手続法案についての御質疑がありました

らこの際お願ひいたします。

○小川友三君 この場ですが、日本は

四方が海ですが、塩を輸入している面

が生産面よりも遙かに多いといふわけ

ですが、塩は全部國産でやりたいとい

う思ひますが、政府のお見通しはど

うしても國産では間に合はないのかとい

う点につきまして伺ひ申し上げます。

それからもう一つ、塩の消費量の八〇

％を大體輸入しておるわけですが、こ

れを逐次増産をして減らして行つた方

がよいと思ひます。これに對してま

あ五ヶ年計画とか、三ヶ年計画があると

したら、どういふふうに入産を減らし

て行くといふことを統計的に大體み

ようさういふさういふさういふい

ます。

○政府委員(國野正俊君) 日本は四面

海に囲まれておりますので、塩製造の

原料においては勿論十分でございます

が、如何せん氣候條件及び土質の關係

におきまして、塩の生産が非常に諸外

國、殊にアフリカ地中海方面の國に

比べまして、非常に不経済であります

す。もと／＼戦争前におきまして、食塩はほぼ内地の製塩で間に合せておつたのであります。工業塩、ソーダ工業その他の工業用の原料の塩は輸入をしておつたわけであります。第一に非常に條件が悪いと申しますのは、氣候の關係におきまして、どうしても石炭その他の燃料を使ひませんければ塩になし得ないという点でコストが高くなるのみならず、燃料を使うという点でまあ不経済であるというわけであります。勿論塩は國民生活に最も大事な物資でございます。又化学工業の原料として言うまでもなく大事なものでございまして、できるだけ内地に製造したいということは勿論でございます。現在昭和二十四年におきましては、國内の方で考えておりますのは、國内で四千万トンの塩を製造し、輸入は百二十五万トン輸入することとであつて、大体の塩需給のバランスを合わせることを考えておるのであります。内地の現在の塩の製造能力は、約七千万トンに達すると思ひますが、その間にいろいろコストの關係など見合せまして不経済なものも沢山ありますので、全部をフルに動かすわけに参りませんし、又燃料の点で非常に制約を受けておりますので、昨年の三千万トンに比べて、本年は十萬トン、燃料を廻して十萬トン増産する。輸入は幸いにして外國にも相当ございまして、關係方面の非常な厚意によりまして輸入をされております。先ず現在においては需給計画はバランスを合せておることとなつております。これらの塩の需給につきましては、安定本部を中心に立てました経済復興五ヶ年計画におきましては、昭和

二十八年におきまして、内地生産を七十萬トン、輸入を二百十萬トンばかりということに一應計画を立てておられます。これは言うまでもなく食塩におきましては、主として人口の増加によつて需要が殖えるわけであります。工業塩につきましては、ソーダ工業その他の化学工業の復旧というものと、これを合せるわけでありますから、これは現在の一應の見通しは大体以上のようであります。

○小川友三君 今政府委員の方はどういふプランを持つておるか分りませんが、燃料を使うから損だ、或いは天候が不当だからと言いますが、静岡縣の下賀茂温泉地帯の温泉は温度が百六十度の温泉地帯です。これは輸入する二百十萬トンという量は、設備さよければ輸入しなくともよいだけのものが取れると私は現地を視察しておりますが、政府では御視察をなさいましたかどうか、お湯が百度で沸騰するのであるが、塩分は二〇％前後の温泉であります。その温泉の温度によつて乾燥して塩を向うで素人が作つておる状況を視察しましたが、その噴き出す温泉の量が実に莫大なるものであります。井戸を掘つてそれが一丈以上に噴き出してゐる。温泉の質の二〇％までは塩であります。そこでそれを國家でもう少し具体的に大きな製塩所を作りますれば、輸入は全然そこだけで済まないで済むと思ひます。これは政府で御調査になつておられますかどうか、それを一つお伺いをする。それから關係が物を食ふような状態で改善をしていないといううなことは誠に困るのであります。今政府委員の御説明は燃

料を非常に使うと言いますが、温泉は燃料は要らないのです。全然燃料は要らない。温泉の温度が百六十度ですが、そこで天然資源の温泉は全然温度というものが要らない。日本はこれは塩の宝庫であると思ひまして、わざわざあつちの方まで行つて調査しましたのですが、政府からさつぱり誰も来ない。そこらの農家の連中が金を集めて企画しております。そこで塩の倉庫等を見たいと後で今五千俵ぐらい積んであります。恐るべき塩が沢山あるところですが、そこで工場が三つぐらいあります。生産数量は非常に量です。これにつきまして御所見をお願いいたします。

○政府委員(國野正俊君) 御指摘の場所には私に具体的に存じませんので何とも申し上げられませんが、大体温泉熱、今のお話は温泉の中に塩が入つておるといふわけですが、その場合においては勿論、それから相當の塩がとれることは当然だと思ひます。又現在の温泉を利用して製塩をしておりますのが、伊豆方面、それから新潟縣の瀬波方面、或いは別府でありますとか、長崎縣の小浜でありますとか、或いは鹿児島縣の方々に点々としてあります。それが主として温泉の蒸氣を利用いたしまして製塩するのであります。現在までのところ、この熱源といたしましては非常に安いのであります。それを使つて製塩する上においての蒸氣の釜の腐蝕が非常に甚だしいので、どうも引合いかねるといううなことを聞いたことがございます。ただ熱源の点で日本の塩業が非常に外國の塩に對して不利な立場にあります以上は、そういううな面に対する研

究、その他は今後も当然やるべきで、あると考へております。

○小川友三君 今の御説明ですが、これは塩で鉄板が腐蝕するといふことはあり得るのであります。塩部長でありますから特に暇はないでしようが、一度伊豆の方面の猿ヶ岳、猿が沢山おります。そこに行つて頂きます。この状況を御視察賜りたいと思ひます。百六十度の温度で乾かすのですから、実に早い。しゅうつと乾く。フライパンで乾かすようなのですから、材料の鉄板が腐むといふことのないうちに塩ができてしまふ。実に恐るべきところで、世界的な塩の宝の山でありはしないかと思つて、今日の報告を笑に喜んでいたしている次第でございます。どうも政府御當局におきましては、是非御視察頂きます。政府の方で調べればこれは何百万トンの塩の埋蔵量があるといふことが分ります。現地でいわれる村長連中に會つて聴きますと、政府からは全然来ませんといふことでした。猿が沢山といふところですが、實に不便なところで誰も来ません。とにかくこんな塩があるのですから何とかして賣たいといふお話でございまして、そこは是非御調査をお願いしたいと思います。話をこの辺で打ち切ります。見て頂けるかどうか、それをお伺いして置きたいと思ひます。

○政府委員(國野正俊君) さうなお話のように非常にいいところでございしますならば、事務局といたしまして、当然そこは見るべきだろうと思ひますので、技術の方の専門家を成るべく早い機会に廻したいと思ひます。

○委員(櫻内廣樹君) 外に御質疑ございせんが、おありでしたらどうぞ。

○藤下政一君 生活協同組合が連合して連合体を組織しているといふふうな場合、その生活協同組合連合会が塩の元賣人となることのできるべきか。

○政府委員(國野正俊君) 現在元賣人の資格をいたしましては、塩專賣法には別段規定はないのであります。御承知のように現在塩は指定配給物資になつておりますので、塩の配給規則というものを作つております。その中に現在はいろ／＼制限がございまして、主として鹽體といふものは資格がないといふことに相成つております。現在におきましては連合体といふものが、元賣人になる資格はないのであります。が、これもさういふ点を考へ合せまして研究問題としては考へて行きたいと思ひます。

○藤下政一君 今度制定されようという法律の條文にどこか抵触するところがありますか。鹽體はいけないといふことがどこかに明示してあります。か。

○政府委員(國野正俊君) この法律目録の中には鹽體はいけないという規定はございせんが、附則の十三項に臨時物資配給調整法に基いて塩の割当又は配給が行われている間は、この本條の文章が死にまして、その塩の割当配給規則が生きているといふうなことになる。つておりますので、その方面からの規制を受けますので、本法目録においてはそのような規定は入つておりません。

○藤下政一君 生活協同組合のごときは、これに加入している組合員の生活擁護のために作られてゐるものであつて、成るべく生活費を低減せしめよう

復興五ヶ年計画におきましては、昭和
は、安定本部を中心として、昭和
ないといふことには、昭和
であります。今政府委員の御説明は、
上は、そういうふうな面に対する研
さいませんが、おありでしたらどうぞ。

という考え方で、極めて富利を配外視
した原價に近いもので消費物資を各家
庭の台所に供給しようという考え方で
出資しているものであります。そう
いう團體が塩の元賣捌人になるという
ことは、却つて好ましいことではない
かといふふうに思ふのですが、團體
には違ひないけれども、それを元賣捌
人に指定することに何か予想されるよ
うな弊害があるでしょうか。若し弊害
がないならば、各家庭、特に比較的経
済力の乏しい家庭と直結してと思
われる生活協同組合のごときものに
、私は元賣捌人を許していいのじや
ないかと思ひますが、何かそうするこ
とによつて予想される弊害があるの
でございませうか。ないならば、むし
ろ團體を除外するといふふうな規定の
方を改める必要があると思ひますが、
どうでしょうか。

○政府委員(鹽野正俊) 團體を除外
する規定が塩配給統制規則に置かれ
ておりますのは、團體の種類を限りま
して、例えば生活協同組合の連合会は
いか、或いは又農業協同組合の連合
会はいかといふふうなことにいたしま
するならば、或いは御趣旨の点が通
かると存じますが、團體によりまして、こ
れがいい、あれは悪いといふことを分
けるのは、非常に困難な事情にありま
したのと、もう一つはさうなことで
團體を認めますといふと、例えば味噌
とか醬油とかといふような大きな業務
用の消費者がこれが集まりまして團體
を作つた場合には、それも認めなけれ
ばいけないことになるのではないかと
思ひます。元賣捌人の
実際の業務に非常な支障を與へること
に相成るわけがあります。お話のこと

く勿論塩は廉價に供給するというのが
最大の目的の一つでありますので、成
るべく安く消費者の手に入るというこ
とは非常に望ましいのであります。又
それだけに現在の元賣捌人の利益
或いは又塩小賣人の利益といふものを
非常に安く決められてゐるような次第
でございまして、従つて或る程度の取
扱の量がございませぬければ、元賣捌
人としてはなかに営業としてはやつ
て行くのにはむづかしい。御承知のよ
うに専賣品でございまして、その取扱
につきましては、又むづかしい
條件と申しますか、それだけ大事に扱
つて頂くためのいろいろの條件もござ
います。又内情に供給するためには、
は、ちやんとした倉庫を成るべく各地
に持つて置かうといふようなことで、相
当塩の元賣捌人は、倉庫の保持とか、
かういふようなことでまあ金がかかるわ
けであります。そういう場合に一方では
非常に儲けが薄いといふふうなことに
相成つておられますので、今申しまし
たような大口の業務者がほか／＼と扱
てしまふといふことに相成りますとい
うと、業者といふことは非常に苦
しいといふことに相成りますので、ま
あ我々といふことは、或るべく既
得の權利をそのまま擁護するといふ趣
旨ではないのであります。余りそ
の時々の政府のやり方で非常に営業上
の脅威を受けることがないように漸次
發展をさせたいといふふうな意味合
でありますので、前の規定では、團體と
いふものを一應除いたといふふうな次
第であります。

○天田正吉 今森下委員から生活協
同組合のお話が出ましたが、そのお答
えの中に、農業協同組合のことと言つ

ております。ところが過日本法案の提
出の事由を説明されたのであります
が、それによると、欠格條件を
この法律にきちんと明記して、この欠
格條件に當はまらないものは要するに
許可するといふ方針であるといふこと
が言われておるのであります。そうい
たしまして、この法律の欠格條件二十
四條以下をずっと読んで見ますとい
うと、農業協同組合なるが故に、要す
るに販賣人になれないといふことは、
一つもどこからも出て参りません。あ
べこべに、今度二十五條の關係から見
ますと、「塩の販賣予定数量が公社
の定める標準に達せず、その他著しく
不適当と認められる場合。」或いは次
の七條の「申請者が破産者で債權を得
ていない場合その他その経営の基礎が
著しく薄弱であると認められる場合。」
かういふようなことを見ますといふ
と、全くここに規定したのと通な破産
なんかする等も農業協同組合ではあり
ませんし、それから経営の基礎もちつ
とも薄弱ではありません。それからその
前の塩の販賣の予定数量は公社の定む
る標準に達しないといふ愛も一向な
いのであります。個人の場合とはきた
まそういうこともあるでございませう
。このことは予定数量に達しないとい
うのは、その標準の決め方自体が公
社の方が一団運つておるといふこと
なんでありまして、そうしたたまたま
役所側の不手際といふようなことによ
つて取消されるといふような、指定さ
れないといふような場合にいたしまし
ても、そのことすら協同組合の場合に
ない、かういふことになるのでありま
す。それで先程もお答えの中に、どの
團體とどの團體はといふので区分する

ことは甚だむづかしいといふことであ
りましたけれども、私共の考えからす
れば、これはつきりしておるものは
ない。農業協同組合はちやんとあの通
り法律で規定されておりました。農業
協同組合はよろしいといふことは言
るのであります。生活協同組合の場
合も消費者と直結しておるが故にこれ
はよろしい。むしろ個人を一体選定す
ることの方が遙かにむづかしいのであ
ります。どの團體とどの團體を区分
することがむづかしいといふ御答弁で
は誠に以て私共は不満足であります。
そこでこれらのものが申請した場合に
はどの欠格條件にも當はりませぬか
ら、必ずこれは許可して呉れるもの
と、この法律を讀めば私はそう考えま
すので、そういうふうに解釈をしてよ
ろしいかどうか。

○政府委員(鹽野正俊) 改正塩專賣
法に關します販賣人の指定の方法に
つきましては、今お話の通りでござい
まして、大休今度の法律の趣旨が一定
の法律に明記された欠格條件に該
當しない限りは許可をするといふのが
原則でございまして、非常に資力もあ
り、信用もあり、又一定の營業所なり
貯蔵所なんかを持つておる、法律にも
違反してないといふような人達であ
れば、而もその取扱数量が公社の標
準とする数量以上になるといふことが
確定である場合には、許可をするのが
當然であります。只今も言いました
ように、附則の十三項におきまして、
現在は臨時物資需給調整法に基きま
して、塩の鹽配給規則といふものがで
きておまして、それが動いておる間
は、この本法の指定とか或いは指定の
制限でありますとか、そういうふうな

規定は全部脱つてしまふといふことに
相成ります。若しもこの物調法に基
く統制規則が廢止されたならば、こ
の本法にかえるのでございませう。こ
ういふような法律的な筋台になつてお
ります。今の團體のお話は御尤もな点
もございまして、我々としては、尙そ
の点十分に研究すべき点があるとい
ふふうに考えております。

○森下政一 その点でございませ
うが、今天田君からも農業協同組合を例
に挙げて申されましたが、生活協同組
合連合会が元賣捌人になる、そうして
その連合会に加盟してあります各單
位組合を小賣人に指定するといふこと
になれば、非常に相當数の需要者に対
して生活協同組合を通じて塩が配給さ
れることになり、大変これは都合よく
運賃できるのじやないかと思ひます。そ
ういふたような極めて社会的な意味合を
持つてゐる生活協同組合であるとか、
或いは農業協同組合であるとかいふも
のこそ、政府はかういふふうな専賣法
を新たに定めようとする、かういふ場
合には、臨時物資需給調整法があるに
拘わらず、その指定のうちに加へると
いふふうなことをむしろ附則に添へる
べきじやないか、かういふように私は思
ひます。折角いい法律を作つて置い
て、臨時物資需給調整法が動いてゐる
間は、この法律は眠つてしまふとい
うのは、新しい法律を定める意味が
非常に削減されると思ひます。これは逆
に行くべきじやないか。その方が本當に
消費者側の利益に合致するのじやない
かといふふうな考えられる。今政府委
員も例を挙げておつしやつた大口の消
費者が俄かに共同して一つの團體を作
つたような場合に、これに元賣捌人を

第七節 參議院大藏委員會會議錄第二十四号 昭和二十四年五月十日 【森下政一】

指定しなければならんと言われるが、これこそ大口消費者が俄かに指定を受けられて、こういう團體を持つ、そんなものこそ排撃してよろしいと思ひます。生活協同組合であるとか、農協同組合であるとか、その團體の存在理由がはつきりしている、而もその目的に鑑みて塩の需給という点から非常にご利用するのに都合いい機関であり、何らの弊害も伴わない、而も取扱数量の点におきましては、微塵も懸念のない團體であるということが考えられますが、そういう面を活用するということを、この新法を制定するときに附則の中に入れて臨時物資需給調整法に拘わらず、これ／＼の團體にはこれを許可するというの方がいいんじゃないかと思ひが、どうでございませうか。

○政府委員(原田重一) 只今の点私からちよつとお答え申上げたいと思ひます。実は協同組合のお話の点、私共前々からそういう問題がありまして研究いたしておつたのでございます。それで先程塩務部長から申上げましたように、臨時物資需給調整法で指定配給物資として一應取扱つておるものですが、こういふ關係になるのであります。が、実はこれは直接この協同組合關係のことではない、他のところの關係から臨時物資需給調整法の方から外すことを考へておりました、別にこれは折衝中なのであります。それでお話のような点もあつたのでありますが、私共は塩專賣法案としてはこういうふうにして置いて、又臨時物資需給調整法を外すことはこの法案が通る前にはちよつと行きかねるような様子でありますので、一時ちよつと置いて、こ

れを外しましたら塩專賣法をやりたい、こういうふうな考へで保留をいたしたのであります。外すことを今研究して折衝中になつております。

○森下政一 只今のお話で大変私満ちます。ところでそういうことが実現しました場合に、この指定の制限の第四号に「申請者が元賣人と小賣人とを兼ねようとする場合。」というのがあります。私が例に挙げております生活協同組合連合会のごとき場合はどうでございませうか。連合会が元賣人であつて、その連合会に加盟している各單位組合が小賣人であるという場合には、元賣人と小賣人と兼ねようとするに抵触する虞れはありませんか。

○政府委員(國野正俊) 連合会と單位組合とが別の主体であります以上は、兼ねるということにはならないのであります。

○天田勝正 ちよつと念を押して置きたいのですが、これ／＼の團體では駄目だといふように私は鹽務委員の質問に対してそのようなお答えがあつたと聞いたのですが、私の方の場合には、今度これらを十分研究して見たら、こういう御答弁であつたと思ひますが、どうもこの列挙されている資格條件にどうしても農協協同組合等は当座まらぬので、申請をした場合には許可いたしませんか。これだけでも一遍伺つて置きたいと思ひます。

○政府委員(國野正俊) 物調法に基きまして、現在の塩配給制が規則が生きております間は、現在のものが生きております間は、選挙に立候補する資格がない、こういうことになつておりますが、本法の方にございましては、さうな制限がないことになつておりますので、

すので、いろいろ鹽務所とか、貯蔵所とかの關係、又その連合会の扱ひます塩の数量が余り小さいという場合でない限りは許可するというに相成つております。

○委員(橋内辰郎) 他に御質疑ありませんか。

○九鬼敬十郎 此の附則の二十二項に「事業者團體法の一部を次のように改正する。」とありますが、事業者團體法を改正すればよいのであつて、その改正するといふのは変だと思ひますが、これはどうなんですか。

○政府委員(國野正俊) 事業者團體法の改正でありますので、事業者團體法を改正すればよいように考えますが、塩專賣法の改正のみについてやりますこととありまして、又他の煙草の方にも同じような規定がございしますので、この際ここで改正した方が適當じやないかといふことで、内容はこれまで塩專賣法といふものが塩專賣法に基きましてあつたわけでありまして、それが塩の生産者の組合であります。これが事業者團體法の關係では除かれておつた。それが今度は塩專賣法といふのが、本案で御審議願ひましたならば、中小企業等協同組合として再発足いたしますので、中小企業等協同組合の方で事業者團體の關係から除かれておりますので、ここでは當然削除といふことで削除の規定をここに置こうといふ考へであります。

○渡邊野郎 今の頃配給の塩が悪いのですが、にがりが殆んど取れていない。あれなどは輸入塩だろと思ひけれども、内地で製造するものについて、第十四條の第三項ですか、「公社は、製造者の納付する塩又はにがりの品質

が著しく粗悪な場合は、更に必要な処理をした上納付するよう指示することができる。」こういうことになつておるのだが、輸入塩でこういうような品質の悪いものについては、何も規定がないのです。そのためにかどうか知らんけれども、とにかく調理に使えないといふような塩ばかり配給しておる。こんなことぢやならんと思ひます。

○政府委員(國野正俊) 内地で生産されたものを納付するものにつきます。これは、お話のように悪いものについて、は、もう一度にがりを水で洗ひて来いといふように、これを突つ返したり何かいたしますが、輸入塩につきましては、来たものはすつかりそのまま受けるといふことになつておりますが、中には悪いものもあるかも知れませんが、大体台鹽、青島あたりから来るものが悪い塩に相成つております。それでありまして、そういう外國から参りました悪い塩を食料に廻すといふことは、事務局といたしましても極力避けたといふ観点から、最近塩の粉粹といふこと、細かく粹きまして、細かい粒にして配給をいたしますとか、或いは又本年度の予算でも認められておりますが、それをもう一度鹹水に溶かしまして煮直す再製といふふうなことで白い塩に變き上げて配給に廻すといふようなことをやつて参りたいとか、かような計画をいたしております。

○渡邊野郎 今政府委員は、中には悪いものがあるように言われるけれども、そうじやないのです。全部が悪いのです。そういうことは実情を御存じないかも知れませんが、我々の家庭へ来るのは全部悪いのです。だからあれは全部再製して、そうして優良な塩に

して配給して貰わんと困る。小さな問題のようだけれども、併しこれは大きいですよ。大きな粒になつておるやつが配給になるのですが、あれだつて内容は悪いのです。にがりがうんと濁つておる。予算でそういう経費まで取つたといふのなら、早速それをやつて頂きたい。再製して配給して頂きたい。これを強く要望して置きます。

○小川友三 今渡邊野郎先生から悪い塩のお話がありました。が、我々の方も埼玉縣の田舎におりまして、塩の配給は、灰色をして塊まりの塊まりで入つておる。その石が入つておりました。塊まりが大きいから、ちよつと見分けがつかない。そこで非常に困つております。あれは内地の塩ではないと思ひますが、あれは石は何パーセントくらいまじつておるのですか。あれは政府の方で混ぜておるのですか。台灣の方から混ぜつておるのですか。それを感じます。それから結晶が大きいといふことは怪しからんと思ひます。結晶を大きくするのは、結晶水と申しな、と大きく結晶がでかいのです。水が多いのです。つまり内地で造つた優良な塩が百と申すと、でかい塊まりのやつは本場のクロー、ナトリウムといふのは八〇%くらいしか入つていない。そこでこの法案にも書いてあります通り、二割ずつ削除させておるのであります。私は鹽務師ですから、その方面の専門家で、そのおつもりで慎重に聽いて頂きます。その中に又石が五%くらい混じつておるようなものが配給されております。ここにこういう附則がある。小賣人が勘

またよと行かざるやうな様子であり
ますので、一時こうやつて置いて、こ
うな制限がないことになつておりま
す。本誌の方におきましては、さ
うな制限がないことになつておりま
す。第四條の第三項で「金貨は
製造者の納付する塩又はがりの品質
は全部再製して、そのして優良な塩に
これにいろいろ罰則がある。小賣人が納

定を拂わなかつた場合は云々というや
かましい規則が出ております。そうい
うものを配給するから、小賣人は金が
買えない。金が買えないから、支拂い
の方が滞つて来るというやうな苦境に
追込まれておりますので、昭和二十三
年度において塩の小賣人が何人廃業し
ておりますか、これを一つ教えて頂き
たいと思ひます。

○政府委員(農務正使) 配給の塩に
石が入つておるといふお尋ねでござ
いました。勿論政府で石を混ぜるとい
うことは絶対にございせんし、又
内地の製造者が持つて参りますものは
全部鑑定をしておりますので、万さ
うなことはないと確信はいたしており
ます。又輸入におきまして、もと
もと司令部の責任を以て日本の港まで
来るわけでありまして、或いはそつと
りそのまま貿易商の手を経て受取るの
であります。積出地の方でどうとい
うことは申上げかねますが、併し想像
いたしますに、アフリカ、地中海あ
たりで天日結晶をいたしますとか、塩
の中にさういふやうなものが混じつて
おるとは万ないと思ひますが、併
し現実に家庭に配給されます塩の中に
さういふものがあるといひますなら
ば、これはどこかで故意か過失かで以
て入つたものと存じます。甚だ申訳な
いと思ひ陳謝をいたしますが、今後と
もさういふことが絶対にないやうに監
督もし、自分達も氣を付けて参りたい
と思ひます。つきましては、今手許に資料の持合
せがございせんので、後日調べまし
てお知らせいたします。

とを是非調べて頂きたいのです。それ
は資料になりますから。先程天田先
生、森下先生が御質問なさつたやう
に、農業協同組合なり、生活協同組合
で取扱うという数量の有力な材料なの
です。そこで埼玉縣とか群馬縣あたり
の小賣人の状態を見ますと、とにかく
塩なんというものは儲からないやつ
で、重くばかりあつて、さうしてこれ
を元賣物のところへ取りに行つて持つ
て来るよりは、もうそんなことをして
おるよりは差踏みでもして畑の草でも
取つた方がよい。田舎の小賣人は半農
半商ですから、供出が猛烈な極めまし
て、供出が激しいので、どうしても草を
取つたりなんかしてやらなければなら
ん。それで塩は取りに行かなくちやな
らない、儲かりもしない、どうしても
計り込んでしまふといふことで、塩を
賣つてゐるために相当借金でさきや
つて、さうして農業協同組合から二万
三万、最高四万くらい貸すのですが、借
金して利息を拂つてさうしてやつてお
るという塩の小賣人がうんとあるのだ
です。この状態を是非調べて頂きたいと
思ひます。知つておられたらばここで
御答弁を賜りまして、結局この
問題は塩の専賣法、これを作るとき
に皆さんは農業協同組合や生活協同組
合があるといふことを知らなくお書
きになつたと私はさう非常に善意に解
釈しております。今森下先生や渡多野
先生が質問されたので、ああさうか、
さう言つたのじやまずいから考へたよ
うなふやうをしていて答弁しているやう
に思ひます。皆さんは政府委員ですか
ら、局長さんと相当な人ですから、
田舎のことなんか殆んどちんぷんか
んぶんで知らない。生活協同組合なんか

さつぱり厄介になつていないし、農業
協同組合だつてまるつきし知らない
といふやうに私は感じます。そこでこ
ういふことは田舎は半農半商の連中が塩
を賣つてゐるのは幾萬千といふ状態
になつております。そこでこの際政府
で生活協同組合や農業協同組合にと
かく賣つて貰う、協同組合は賣らして
下さいじやない、協同組合の方は特に
便宜を図つて取扱つてやうといふや
うな形に行つてゐるのじやないかと
思ひますので、政府の方もこの態度を
今直ぐに、しよつぱい話ですから、酒
でも飲んだときのように景氣のいいわ
けに行かないが、今下審査ですから、
案を立てて貰うといふお氣持はござい
ませんでしょうか。なければ議員の修
正案で私持つて行きたいと思つてい
ます。

○政府委員(農務正使) 生活協同組
合、或いは又農業協同組合のことを考
へなかつたのではないかとお話を
ございまして、考へなかつたわけは
ないものであります。要するに専賣
法といひましては塩が円滑に公社を
経まして元賣人或いは小賣人を経て消
費者に円滑に渡るということが眼目で
ありますので、かような見地からこ
ういふような規定を作つておるのであり
ます。従ひまして塩の小賣人は協同組
合がなつちやいかんといふやうな規定
は何もございせん。又元賣人に
きましては同様なこととございします。
ただ現在我々が持つておりますところ
の塩配給統制規則がさういふことに相
成つておるといふやうな實際に相成つ
ております。それらの点につきまして
は今後とも研究はすべき点が多々ある
といふことを先程御答弁申上げたので

ございします。田舎におきまして小賣人
が元賣のところへ取りに行くといふこ
とについていろいろ困難があるとい
うことは事實であらうと存じます。或
いは又私達が聞いております範圍では
非常に不便なところに、よく田舎に行
きますと塩の小賣人になり手がなく、
運送制度をとりまして立候補する人
がないといふやうな事例も聞かあつた
やうな話も聞いております。これは一
面には塩の取扱の手数料が非常に外に
比較して低いといふことが一つあるわ
けであります。勿論引取りの場合にお
きましては引取りの手数料といふもの
を加えて塩の賣値にしてもいいといふ
ことに相成つておりますので、所要の
運搬費は價格の中に織込むことができ
るといふことに相成つておりますし、
手間とかいふ点でさういふやうな
事象が生じておるといふことは想像し
得るわけでありまして、さういふ關係で
田舎組合その他いろいろ塩の賣値が違
つておるといふやうな事情があるのだ
であります。いろいろお話の点御意見を
伺ひまして塩の配給制度をできるだけ
いいものにして行きたいといふことは
十分に考へておるつもりであります。
○天田正君 十五條の第五項です
が、塩部長は先程鹽草の専賣法につ
きまして私の質問をお聞きになつてお
つたかどうか知りませんが、丁度これ
と同じ項目が鹽草の方にありまして、
さうしたものはいわば私は罰金と等し
いものだといふやうに考へておるわけ
でありますけれども、これに対する政
務次官の御答弁は、實際にはこれは適
用したことはない、併しあつて邪魔に
ならん、従つて他の税務關係との不均
衡といふ点は、むしろ逆に税務關係の

方をこの第五項のように修正して行く
方向に行くのがいいと考へるといふお
話がありました。これ以上は議論に亘
りますから私は止めたのであります
が、ところでこのやうな罰則に等しい
規定を製造業者に課しておる。今度は
直ぐその次に十六條で、これ又先程議
論になつた点でございしますが、たつた
一つの製造業者に対する恩恵と言へば
恩恵であります。さういふ災害の場合
の補償、これはやはりさつきと同じよ
うに衆議院で今修正中であるといふ話
を聞きましたけれども、さうした修正
を議會ですることには御賛成であるか
どうか、これが先ず一つ、それから先
程小川委員等からいろいろ質問があ
つた点は、結局十八條の第一項第二号
の「之の法律に基いて公社の指示した
事項に従ふ」といふ、私は恐らくこ
れの關係だろと思ひます。よもや
各委員が指摘したやうな石が混つてお
る塩が配給されるというやうなことは
ないと信じておる、さういふお話が
ございまして、私共の方は損をしてお
るのじやなくて、實際さういふ塩が
配給になつておるから実は申上げてお
る。私は不幸にして、どうも普通病氣
になつた場合には一般の人間のかかる
患者にかかります。ところがとさく
この配給された塩などを食つて病氣に
なつたときは、むしろ患者にかつた
方がいひやないか、胃袋が駄目に
段々似て来やせんかといふやうにすら
考へることがあるわけでありま
す。そこで第一に指摘いたしました十
五條、十六條の關係で、製造業者を十
分保護する、災害の場合はこれを十分
補償してやる、さういふ親切は必要で
あると同時に、この指示事項に従は

る。こういうようなものを製造しては相成らんとする。この点については、これは厳格にやつて頂きたいと、到底消費者の方はやり切れません。そこでこの「事項に従わないとき」というその指示事項というのは、そうした今御指摘申し上げた点等に対する指示はどういうことをお考えになつておるか、念のために伺つて置きたいと思つてます。

○政府委員(岡野正徳) 製造者に対しては私共一面保護をいたしております。又一面國民の非常に大事なものをやつておきますので、いろいろな指図を事務局から現にいたしておきます。例へば何%以上の塩を作らなさいとか、或いは原料用の塩についてはこういうふうにしなさいとか、その外いろいろ文書或いは又口頭を以て指示をいたしておきます。ただ今度の法律におきましては指示をする方法につきましては、民主化と申しますか、その場の官廳の思ひつきではできないのであります。併しながらお話をしように中に石ころを入れて目方を重くするとか何とかいうふうなことは絶対にやらせないように、こういうふうな点につきましては、特に注意して嚴重な指示をして行きたいと存じております。

○油井實太郎 第三十一條ですが、代金を一時に支拂うことが困難であると認めるときは、延納を許可するといふ條項がありますが、塩などというものは生活の必需品であつて、大体配給はもう現金で以て行くものと思つて、それが更に更にこういう延納の許可をするといふことは一体どういふところに起因しておりますか、それが第一

点。その次に第二項におきまして、「担保の全部又は一部の提供を免除すること」ができる。とありますが、尙更これは余りにも業者に寛大と言いますか、そんな感じがいたしますが、これはどういふわけであつて、こういう條項を置きましたか。又第三項におきまして、「支拂期日までに支拂わないときは」といふ條項がありますが、この支拂期日というのは何日くらいを以て原則としておきますか。それから更に延滞の日歩はいわゆる法定利息であるとすれば幾ら延滞しても構わないのじやないかというふうなことが出はしないかと懸念されますが、そういうふうなところについて御回答願いたいと思つてます。

○政府委員(岡野正徳) 第三十一條につきまして代金の延納をいたします理由でございしますが、勿論塩の公社から、主に塩であります。買受ける者は大部分が元賣捌人であつて、公社、この法文では公社でございしますが、公社から直接買受けますのは主として賣運工業であります。賣運工業者におきまして、或いは元賣捌人におきまして、或る程度手持を、これは主として元賣捌人のことを申上げますが、或る程度手持の在庫を持つておりませんければ、小賣人を通じて消費者への円滑なる供給ができませんので、元賣捌人といつたしましては相當の程度許可限りの在庫を持つておられるとかように思つたのであります。その限りにおきましては一時に塩を買ふといふことになりまして、相當に金が金額に上りますので、さうな場合には一時延納を認める、その代りに額面額に相當する國貨を担保に取ると

いうようなことをやつておられますし、將來もさうしたいと考へております。それから賣運工業家もやはり一時に何トンというふうな塩を取り出すので、やはり一般の経済と申しますか、一般の操業運送からいたしまして相當に金を取上げるといふことも無理な点がある。同様に延納を許したいといふのがその三十一條の趣旨であります。第二項におきまして、特に「担保の全部又は一部の提供を免除すること」ができる。と申しますのは、非常に資金があり、或いは信用が確実であつて、その心配なくとも取れるといふことを認めました場合には、一部或いは三分の一は担保でなくともよろしいといふようなことを言つてやつてもいいのじやないか、かように考へるのであります。現在の取扱いの案情を申上げますならば、塩の元賣捌人は全額担保で一ヶ月の延納を許しております。これは内部扱いであります。一ヶ月で全額買戻、三ヶ月で全額担保。それから賣運工業に對しましては三分の一の担保で一ヶ月、こういうふうな使い分けをいたしております。今後ともその程度のことと申していいのじやないかと考へております。第三項におきましては支拂期日と申しますのは、塩を買受けて延納許可になりましたが、三ヶ月とか一ヶ月という期限内に拂えないときには遅延利息を取るのであります。大体これもまだはつきり決まつておりませんが、日歩十銭くらい取つたらどうかという意見もございします。現在は一割程度のものを取つておりますが、併し余り一般の金利と掛け離れますと、却つて稍を高くといふこともありまして、尙よ

く検討いたして置きます。

○油井實太郎 次に第三十四條に、鹽を以て塩を取得する時があるといふことがありますが、どんなふうなときにこういうことが起きますか。やはり鹽場によつて取得するといふのは、いわゆる公定價格の問題は如何に解決するものでしょうか。

もう一つついでに、第三十五條についてですが、第二項で、「販賣人は、他物の混和した塩を販賣してはならない」といふことを講じております。先程各委員から話したように大分混和した物が多いのでありますが、それは販賣してはならないとなつたら、石でも砂でも入つた物は絶対に賣れないといふことになるのですか。又但書の方で、一々そういう場合に公社の許可を受けなくちゃならないといふようなことになつておりますが、こういうことは實際行われなかつたものですが、この程度の問題、こういうたものをお話せ願ひたいと思つてます。

○政府委員(岡野正徳) 元賣捌人及び小賣人は買受ける途が決まつております。同業者がまあ何と言ひますか、いろいろな事業の失敗その他で仮に破落するといふふうなことがあるかも知れませんので、その場合に備えて書いてありますので、まあかような事例はめつたにないことだらうと思ひます。勿論價格は公定價格であるわけですが、まあ大して事例はないものであらうとかように思ひます。

それから混和の場合であります。販賣人は、他物の混和した塩を販賣してはならない。これは罰則もございします。荷くも石が入つておるとか、木が入つておるとかいうような場

合、或いは目方を重くするために石ころを入れておるといふことが分つておる場合には、絕對賣つてはならないのでございします。次に第三十五條の第二項の但書でございしますが、或いは小賣人が火事に遭つて煤が入つたといふような物で、或る程度他物が混和したしておりますが、買方方も承知をし、又取除くことによつて塩としての使用に堪え得るといふような場合には、私共の公社が許可をするという場合には、まあ賣つてもよろしいという程度でございします。

○天田正徳 實は丁度私が隨うと思つておることを油井委員が隨うたのです。まだ私はどうも腑に落ちないところがあります。それは一体塩が自由販賣になつておるならば鹽場によつて取得するといふこともあり得るけれども、自由販賣ではないのです。か、こういう工合にして一体取得していいのかどうか。今鹽組合といふようなものを作りまして、さうして非常に塩に困つた時分に事務局の許可を受けて初めて購入したといふこともありますが、さうした時段の許可を受けない限りは、今日どうにも自由にならぬのが消費者の方の側の立場でありまして、それを何か破落した人だけが今日塩を余計使える、こういうことは到底私共には想像ができませんので、そこで配給規則や物調法、公團法の關係は一体どうなつて、これが一点であります。

それからやはり第三十五條の關係で、今御答弁になつたところの火事で鹽けた場合の例を挙げられましたけれども、一体火事といふのは相當重い罪なのです。それを罰した場合は別であ

のです。それを類焼した場合は別であ

親戚なことでありまして、結局泣きながら作るに当りまして、品質に一定の水準の線を引いて、規定して貰いたい。この方針で進めたい。

○政府委員(磯野正俊君) できる限り良質の塩を供給することは、当然専ら公社でもやるべきことでありまして、ただ法律に規定しておりませんのは、実際の指示、或いは收納するときの仕

事が指示に基くのでありますが、非常に悪いものが来れば、これは断るというようなことでありますが、大体質空製塩において九〇％以上、その他において八〇％の塩化ソーダを持つておられなければならぬ。そういう具体的な

指示を製造者にいたすのであつて、府としては極力塩の品質を向上することに指導もし、努力もして行きたい。かように思つておるのであります。輸入塩の品質につきましては、何體現非常に塩が足りませんことであります。

て、関係方面の非常な好意によりまして輸入を仰いでおりますので、まあ、わが國家として立派な塩をなめるといふうなことにつきましては、いろいろ機會あることに申述べてもおりますで、まあいい塩を選択して入れて頂

よりに今後とも懇請もいたしまして、又入つて來た爐につきましては、できるだけ品質を向上させて供給を
るということに是非ともやつて参
い。かように考えておる次第であり
す。

○小川友三君 関連しておりますの
……このさも尤もらしい御答弁を
なしたはなさいました。それでは最
のいわゆる水準を決めるといふこと
対して幾らか、幾らかさくく話
ありましたか、これは早急にやつて

七

きたい。それではないと日本は野蠻だから、どんな塩でもあつたらはかつてゐるから、何でも持つて行つてしまふというように解釈をされた場合困りますから、品質の水準をここに挿入して頂きましてまた間に合います。簡單なものですから……さうして頂くと、さういふふうに日本は文化國家なんだから、いい塩を造らうといふことになりまして、それをそのうちいふことになると、百年先のこともそのうちに入つてしまふのですから、だから今國會にやるのか、この次の臨時國會にお出しになるのか、そこを一つ御答弁を願います。

政府委員(鹽務正使君) 塩の品質を特に規定をするという考えは持つておりません。ただ專賣法で塩とは何かという規定はされてありますが、それ以上のものは全部塩として扱ひまして、ただその場合でも食用に適するものも、適しないものもありますので、我々としていたしましては、販賣は公社が責任を持つて大元をやるのでありますから、公社自体がよく氣を付けて塩を元捌入に卸すといふことをやればよくはなからうかと、かように思ふのであります。

○天田勝正君 もうすでに時間も五時になりましたし、これらの法案は皆準備審査でございまして、衆議院から如何なる修正がされて来るかも分りません。そこで本日はこの程度で散会して頂きまして同時に、明日の公報の場合、あつた多くの羅列、殆んど私が持つておりますこのくらいの資料を持つて参りませんと、何が出て参るか分らないといふようなことではなしに、一つ明日の公報から、今日は何とかをやるという工合に本日にその日

にかけ得る程度の一つ表示をして頂くように動議を提出して置きます。

〔賛成と仰ふ者あり〕

○委員長(櫻内廣郎君) それでは今日はこの程度にして散会することにいたしました。明日は午前十時から大藏委員會、午後二時から商工委員會との連合委員會を開きます。さう御承知を願います。

午後四時五十四分散会
出席者は左の通り。

委員長 櫻内 廣郎君
理事 波多野 鼎君
黒田 英雄君
伊藤 保平君
九鬼 敏十郎君
天田 勝正君
森下 政一君
玉屋 喜章君
西川 五郎君
木内 四郎君
油井 賢太郎君
小林 孝三郎君
高橋 龍太郎君
川上 嘉君
小川 友三君

委員

政府委員
大藏事務次官 田口政五郎君
專賣局長官 原田 富一君
大藏事務官 日下部 滋君
大藏事務官 磯野 正俊君
大藏事務官 磯野 正俊君
大藏事務官 磯野 正俊君
大藏事務官 磯野 正俊君

五月七日日本委員會に左の事件を付託された。(予備審査のための付託は四月三十日)

一、開税法の一部を改正する等の法律案

一、專賣局特別会計、印刷局特別会計及びアルコール專賣事業特別会計の利益の一般會計への納付の特例に関する法律案
一、國庫余剰金の繰替使用に関する法律案

五月七日日本委員會に左の事件を付託された。

一、電氣アイロンの物品税引下げに関する請願(第八百八十五号)
一、兒童福祉施設用品の物品税免除に関する請願(第九百二十六号)
一、農民課税の適正化に関する請願(第九百三十三号)
一、軍事貯金拂戻しに関する請願(第九百四十六号)
一、文芸家に対する所得税控除率引上げの陳情(第三百三十七号)
一、文芸家に対する特殊所得税設定の陳情(第三百三十八号)
一、見返資金より一般住宅建設資金を支出するの陳情(第三百五十五号)
一、瀬戸内海の水雷保険復活等に関する陳情(第三百五十六号)
一、産業金融政策に関する陳情(第三百五十八号)

一、酒造技術指導及び研究機關の強化拡充に関する陳情(第三百六十三号)
第八百八十五号 昭和二十四年四月二十二日受理
電氣アイロンの物品税引下げに関する請願
請願者 東京都台東区西町一二二東京電機工業協同組合理事長 島岡拾吉
紹介議員 橋本萬石衛門君

一、保健衛生及び徳義文化の向上を圖るために、家庭における電氣アイロンの普及が極めて重要であるが、現在電氣アイロンには五割の物品税が課せられてゐるため、購入価格が高く一般家庭に普及せず、一方ミシンに対する二割の課税に比して、その不均衡がはなはだしから、電氣アイロンに対する物品税を一割以内に引き下げられたいとの請願。
第九百二十六号 昭和二十四年四月二十六日受理
兒童福祉施設用品の物品税免除に関する請願
請願者 東京都港区芝公園二丁目地全國保育連合会内 秋田美子 外八百五十名
紹介議員 三島 通陽君

物品税法及び同施行規則によつて、教育施設に必要な諸種の物品に対しては、物品税の課税は免除されているが、兒童福祉法による保育施設も同様な立場にあり、しかも経費資金に恵れておられないから、学校、幼稚園と同様に福祉施設用品に対する物品税の課税を免除せられたいとの請願。
第九百三十三号 昭和二十四年四月二十七日受理
農民課税の適正化に関する請願
請願者 長崎縣長崎市高島町四〇二ノ二島原農協組合理事長 事 植田作男外三十二名
紹介議員 藤野 繁雄君

農民課税の合理化を圖るため、(一)徴税に当り、一方的措置を避ける農民代表等の團體交渉権を承認すること、(二)物價の変動に應じて基礎的控除及び扶養控除額を引き上げること、(三)早期

供出奨励金、超過供出代金増額分等供出奨励金に対する実質的課税を考慮すること、(四)必要経費算出の適正化を圖ること、(五)地方税としての農業事業税を全廃すること、等の実現化を圖られたいとの請願。
第九百四十六号 昭和二十四年四月二十七日受理
軍事貯金拂戻しに関する請願
請願者 東京都港区芝赤羽町一高橋啓之助外三名
紹介議員 千葉 信君

今天戰爭中外地にあつた軍人軍属は、万一に備えて零細な給料の中から軍事貯金を預け入れていたが、終戦後の混亂のために通帳を紛失したり、あるいは、接収等によつて現在これ等へ属する百八十四万いづゆる睡眠原簿として權利放棄の形となつてゐるから、遺家族の生活保護及び貯蓄奨励の見地より、預入局別に氏名索引簿を作成する等の方法によつて、軍事貯金の拂戻しを実施せられたいとの請願。
第三百三十七号 昭和二十四年四月二十二日受理
文芸家に対する所得税控除率引上げの陳情
陳情者 東京都文京区音羽町三ノ一九社団法人日本文芸家協會會長 廣津和郎外一名

文化國家の建設に文芸家が重要な役割をになつてゐることは明らかな事實であるが、これには、文芸家自身の経済的確立が必要である。しかるに、現在わが國の文芸家は過重な徴税に苦しんでおり、創作に當つて充分な思索をこらすことができない現状であるから、この点を考慮されて所得税の控除率を

と何をやるという工合に本當にその日

案

悪條件卜にある現今の衣生活を改善向

養除額を引き上げること、(三)早期

この点を考慮されて所得税の控除率を

八十パーセントに引き上げられたいとの陳情

第三百三十八号 昭和二十四年四月二十二日受理

文芸家に対する特殊所得税設定の陳情

陳情者 東京都文芸区青羽町三

理事長 舟橋聖一

現在著作者に対する税種は、事業所得税と定められているが、著作は事業の性質をいささかも帯びるものではない、むしろ勤労的性質を有するものである。しかし、著作は一般勤労とは大いに性質を異にするものであつて、現行税種が事業所得税の中に包括されることは不合理であり、勤労所得税種目ともおのずから異なるものであるから、著作者の文化擁護と、その合理性よりして特殊所得税(仮称)(源泉課税徴収の一本立とする、但し税率は必要経費控除の点より見るときは、現行の税率を妥當とする)を設定せられたいとの陳情。

第三百五十号 昭和二十四年四月十三日受理

見返資金より一般住宅建設資金を支出するの陳情

陳情者 東京都中央区銀座三ノ

一都市不燃化期成同盟内 高橋龍太郎

九原則に基づく今回の予算が実行される、國家資金による住宅の建設は縮減され、公社による建設は中止の止むなきに至り、民間の建設も金詰りのためいちじるしく困難な状態となつてゐる。この住宅の欠亡によつて修理不完全な古い家やバラックに多くの人が難居しているために生ずる非衛生、精神

的不和、道徳的悪影響及び遠距離通勤による肉体的疲勞、労働能率の低下等が経済再建に大きな障害となつてゐるから、対日援助見返資金の中から五十億円程度を住宅建設資金に割り当てられたいとの陳情。

第三百五十六号 昭和二十四年四月二十五日受理

瀬戸内海の水雷保険復活等に関する陳情

陳情者 大阪市北区堂島西町一

大阪商工会議所会頭 杉道助

現在中國、四國、渡路島及び九州に点在する紡織、織布及び人絹工場と阪神貿易港間の原料品及び製品の交流は、専ら内海航路に依存している現状である。本航路には今なお往々触雷事故の偶発があり、昨年三月水雷保険の停止以後は、損失はすべて船主並びに荷主の負担となつたので不測に不測の脅威にさらされている現状であるから、企業家の發達と航路の安全を図るため瀬戸内海の完全なる掃海の促進とともに、低率な水雷保険の復活、若しくは水雷による損害はすべて國家において補償する等の措置を講ぜられたいとの陳情。

第三百五十八号 昭和二十四年四月二十五日受理

産業金融政策に関する陳情

陳情者 東京都千代田区丸ノ内

三ノ一四東京商工会議所会頭 高橋龍太郎

中央地方を通ずる財政の實質的均衡を保ち、健全財政を確立することは、わが國經濟再建自立のための根本的要諦であるが、産業金融政策面における金融のそくの強化は、經濟運行を阻害

し、生産を減退するから、現下の經濟実情に即して金融の疎通を図るため、政府勘定の整理、設備資金供與についての特別貸出、預金部資金の活用等適切な措置を採られたいとの陳情。

第三百六十三号 昭和二十四年四月二十六日受理

酒造技術指導及び研究機関の強化拡充に関する陳情

陳情者 東京都品川区上大崎二

ノ五四五日本酒協同会内 土田國太郎

大藏省主税局醸造試験所は、酒類の品質向上、酒類腐敗防止についての実地指導並びに研究、醸造従業員に対する講習及び講話、製品の品質に対する鑑査及び鑑定、醸造用原料資材の適否に関する調査及び検定等酒類の醸造に関する指導機関であり、わが國唯一の試験研究機関である。又、財務局鑑定部は、前記醸造試験所の從の連絡指導機関として当該財務局管轄内における酒造の実地指導、講習講話、原料及び製品の分せき鑑定等専ら酒類に関する技術關係を担当する地方における唯一の研究指導機関であるからこれ等を一般の事務系統に吸収減少することは技術輕視の非難を受けるばかりでなく、その機能を極度に減殺して目的を没却する結果となるから、これを事務系統より分離した機構により強化拡充せられたいとの陳情。

昭和二十四年五月三十日印刷

昭和二十四年五月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局